

物件詳細情報（土地）

物件名	食肉共同保管流通施設跡地		予定価格	3,450 万円
所在地	佐賀市多布施三丁目 292 番 1			
現況地目及び面積等	地 目：宅地		工作物：土留、U字溝、ネットフェンス、門、コンクリート、アスファルト板 等	
	地 積：2,788.25 m ²		樹 木：10 本程度有り	
登記簿記載事項	地 目：宅地			
	地 積：2,788.25 m ²			
	その他：			
接面道路の状況等	北側 4.8m舗装市道にほぼ等高に接面			
法令に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域		
		用途地域	第 1 種住居地域	
		地域、地区		
		建ぺい率	6 0 %	
		容 積 率	2 0 0 %	
		高度制限	指定無し	
		防火地域	建築基準法第 2 2 条区域	
		その他		
	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地（高岸遺跡）に含まれる		
	その他			
私道の負担等に関する事項	私道負担	無し	負担の内容	
	道路後退	無し	負担の内容	
供給処理施設の状況	接面道路配線等の状況		施設整備時期及び状況	施設整備の特別負担の有無
	電 気	有り		-
	公営水道	有り	接続無し （隣接地である県有地にメーター有り）	有り
	公共下水道	有り	接続無し（公共樹設置済み）	工事費等：有り 負担金：無し
	都市ガス	無し		-
交通機関	鉄 道	J R 長崎本線「佐賀」駅まで 約 2 k m		
	バ ス	佐賀工業高校前バス停まで 徒歩約 8 分		
公共・公益施設等	多布施公園、日新小学校、佐賀市隣保館、佐賀伊勢郵便局			

参考事項

建物建築に当たっては、建築基準法、各地方公共団体の条例等により規制される場合もありますので、事前に関係各機関にご照会ください。

(建物建築についてのお問い合わせ先)

〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号
佐賀市役所 建築指導課 指導係
電話：0952-40-7170

(水道、下水道に関する問い合わせ先)

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目 6 番 60 号
佐賀市上下水道局
電話：0952-33-1313
メール komu.sai@city.saga.lg.jp (上水道工務課)
gesuikomusui@sity.saga.lg.jp (下水道工務課)

物件の引き渡しは現況のまま(本地下に存在する工作物等を含む)で行いますので、境界等詳しくは現地でご確認ください。

周知の埋蔵文化財包蔵地(高岸遺跡)に含まれているため、開発を行う場合には佐賀市教育委員会へ文化財保護法に基づく発掘に関する届出が必要となります。

(埋蔵文化財についてのお問い合わせ先)

〒840-0811 佐賀市大財 3 丁目 11 番 21 号
佐賀市教育部文化振興課文化財一係・二係
電話:0952-40-7368

敷地内に電柱があります(九州電力:本柱 2 本、支線柱 1 本、支線 1 条、NTT:支線 1 条)。購入者の方と九州電力及び NTT との間で、賃貸借契約が必要となります。詳しくは、各社へお問い合わせください。

(NTT 分に関する問い合わせ先)

〒849-0916 佐賀市高木瀬町東高木 214-1
(株)NTT フィールドテクノ九州支店 設備部
電話 0952-36-5507

(九州電力分に関する問い合わせ先)

〒840-0804 佐賀市神野東二丁目 3 番 6 号
九州電力(株)佐賀配電事業所 設備建設グループ
電話 0952-33-1171

敷地内にあった従前建物(食肉共同保管流通施設)は平成 23 年に解体撤去されています。また、平成 24 年度に地下埋設物調査(レーダー調査及び試掘調査)を実施した結果、アスファルト板、コンクリート・レンガ等のガラの他、基礎コンクリートとみられる埋設物が確認されています。

解体工事図面及び地下埋設物調査結果については、県庁新館 2 階資産活用課にて閲覧に供しておりますので、必ず閲覧の上、埋設状況を確認してください。(解体工事図面及び埋設物調査結果の一部はホームページに掲載しています。)

本物件は、面積が 2,788.25 m²と規模が大きいです。間口が幅員約 4.8m の市道の先端に接面し、当該市道が接続する幅員約 8 m の市道へ出るまでに約 40m の長さがあること、食肉共同保管流通施設跡地であること、敷地内に樹木が多数あり、建物は解体撤去していますが、残置物及び地下埋設物が存するため、建物を建築する際には、これらの撤去が必要になること、現在前面道路に配管されている上水道管による上水の供給量が少なく、許容量増加に伴い工事費用が発生すること等を総合的に勘案し、建物の敷地として利用することは一般的でない前提での予定価格となっております。

本物件は、売買契約の際、売買契約書に次の条項を加えることとします。

(特約条項)

第 9 条の 2 乙 (買受人) は、売買物件に物件概要書及び別途閲覧資料記載の内容のとおり、地下埋設物 (アスファルト版、コンクリート・レンガ等のガラその他、基礎コンクリート) が存在していることを了承したうえ、売買物件を買受けるものとし、これらの地下埋設物については、第 11 条第 1 項ただし書きによる売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

当該地へ上水道の引込はありませんが、隣接する県有地 (地番 292-5) にメーターが設置されています。配管されている上水道を加入金なく使用するには、当該メーターを移設する必要があります。移設等の協議については、佐賀県までお問い合わせください。

隣接する県有地 (地番 292-5) に設置されている工作物の一部 (フェンスの支柱) が当該地へ一部へ越境しています。移設等が必要な場合は、佐賀県までお問い合わせください。

上記以外の地下埋設物調査、土壌調査及び地盤調査等の個別的な調査は行っていません。

当該物件は、接続されていない供給処理施設があります。
供給処理施設の接続等に要する費用は購入者の負担となります。